

飯島町事後審査型一般競争入札要領

平成20年 8 月22日

訓令第 6 号

この要領は、飯島町が行う建設工事等の一般競争入札のうち開札後に入札参加資格要件の審査を行い、落札を決定する方式の入札（以下「事後審査型一般競争入札」という。）に関して、飯島町財務規則（平成26年飯島町規則第 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第 1 条 この要領において対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、設計予定額が2,000万円以上のものとする。

（入札の公告）

第 2 条 町長は、対象工事を事後審査型一般競争入札に付するときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 6 及び規則第114条の規定により、入札情報システムへの掲載により公告するものとする。

2 町長は、入札公告（様式第 1 号）に掲げる事項を公告により明らかにするものとする。

3 公告の期間は、10日（飯島町の休日を定める条例（平成元年飯島町条例第16号）第 1 条に規定する町の休日（以下「休日」という。）を含む。）以上とする。ただし、再度入札の場合は、5 日（休日を含む。）を限度として短縮することができる。

（入札参加資格要件）

第 3 条 事後審査型一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格（以下「入札参加資格要件」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、入札参加資格要件は、入札公告日から落札決定日までの間、要件をすべて満たしていなければならない。

（1）対象工事に共通する入札参加資格要件

ア 政令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 飯島町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成 9 年飯島町訓令第 8 号）第 1 に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。

ウ 飯島町建設工事等請負業者選定要綱（平成13年飯島町訓令第 4 号）第 6 条に規定する飯島町建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

エ 対象工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本面その他の面において密接に関連があると認められる建設業者でない者であること。

オ 町税その他義務的納金に滞納がない者であること。

(2) 対象工事ごとに必要に応じて定める入札参加資格要件（第10条関係）

ア 有資格者名簿に登載されている業種及び資格総合点数

イ 特定建設業の許可

ウ 本店、営業所、支店の所在地に関する要件

(3) 対象工事ごとに必要に応じて定める入札参加資格要件（第12条関係）

ア 対象工事と同種、類似の工事についての施工実績があること。

イ 対象工事にかかる技術者を配置できること。

ウ その他、町長が必要と認める要件

2 前項の入札参加資格要件は、飯島町指名業者選定委員会（飯島町指名業者選定委員会要領（平成13年飯島町訓令第5号）第2条に規定する委員会。以下「選定委員会」という。）において決定するものとする。

3 選定委員会は、前項に定める入札参加資格要件を決定しようとするときは、事後審査型一般競争入札参加資格要件調書（様式第2号）により行うものとする。

（契約書（案）、入札心得及び設計図書等）

第4条 町長は、契約書（案）及び飯島町事後審査型一般競争入札心得（平成20年飯島町訓令第7号。以下「入札心得」という。）を飯島町公式ホームページ又は入札情報システムに掲載することにより周知するものとする。

2 設計図書等の閲覧は、入札情報システムに掲載する方法で行うものとする。

3 前項による閲覧の期間及び場所は、入札公告において明らかにするものとする。

4 設計図書等に対する質問は、入札公告の日から入札の日までの間のうち、4日（休日を含まない。）以上を受付期間（受付最終日の締切時間は、午後5時とする。）として設定し、電子入札システム又は質問書（様式第3号）により受け付けるものとする。ただし、再入札の場合は、2日（休日を含まない。）を限度として質問受付期間を短縮することができる。

5 町長は、前項の質問に対する回答を速やかに入札情報システムに掲載するものとする。

（現場説明）

第5条 現場説明会は、原則として行わない。ただし、町長が必要と認めた場合は、現場説明会を行うことができる。

（入札書及び工事費内訳書の提出方法）

第6条 入札参加者は、入札書を、入札日時までに入札場所に持参により提出し、又は入札に必要な事項を電子入札システムへ記録するものとする。

- 2 入札参加者は、町長の求めにより工事費内訳書を提出するものとする。
- 3 入札書及び工事費内訳書（以下「入札書等」という。）は書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「書留郵便等」という。）で提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札参加者の商号又は名称及び工事名並びに事後審査型一般競争入札書等在中の旨を記載し、中封筒の表面に工事名及び入札日時を記載し、町長あての親展で提出しなければならない。
- 4 前項の規定による書留郵便等による入札書は、入札日の前日（休日を含まない。）までに到達しなければならない。提出期限を過ぎて到達した入札書は受理しないものとする。

（入札書等の受理、管理）

第7条 町長は、前条第3項の規定により書留郵便等で提出された入札書については、第16条第3号及び第4号に規定する要件に該当しないことを確認するものとする。この場合において、いかなる理由があっても表封筒を開封してはならない。

- 2 受領した入札書等は、施錠のできる保管場所で管理するものとする。ただし、電子入札についてはこの限りでない。
- 3 書留郵便等で提出された入札書等の到達の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。
- 4 一度提出された入札書等の書換え、引き換え又は撤回することができない。

（入札の執行等）

第8条 町長は、入札経過書に入札参加資格要件に合致しないことが明らかである者を除き、対象工事に係る入札書等を提出したすべての入札参加者を記載するものとする。

（開札）

第9条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

- 2 開札には、入札参加者の立会いは要しないものとする。
- 3 町長は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- 4 入札経過書の立会人欄には、前項の規定により立会いをした職員が署名するものとする。
- 5 開札執行回数は1回とし、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の範囲内の価格の入札がないときは、開札を終了するものとする。
- 6 町長は、同じ価格をもって入札した者が2名以上あるときは、電子入札システムのくじ機能により順位を決定するものとする。

7 町長は、開札後、落札を保留して開札を終了するものとする。

8 書留郵便等で提出された入札書等の表封筒及び中封筒は、入札書等とともに保存するものとする。

(落札候補者決定のための入札参加資格要件審査)

第10条 町長は、前条第7項の規定により落札を保留したときは、速やかに、予定価格以下の入札者について第3条第1項第2号について、入札参加資格要件を満たしていることの審査を行うものとする。

2 前項の審査の結果に適合する者のうち最低価格入札者を落札候補者とする。

3 第1項の審査以降において落札候補者が不適格となったときは、適合する者のうちその者を除く最低価格入札者が落札候補者に繰り上がるものとする。

(入札参加資格審査書類の提出)

第11条 町長は、落札候補者に対し、落札候補者となった旨の通知をするとともに速やかに入札公告に示す入札参加資格審査書類（様式第4号。以下「審査書類」という。）の提出を求めるものとする。

2 落札候補者は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して2日（休日を含まない。）以内に、公告に示した審査書類を電子入札システム又は持参により提出するものとする。

3 落札候補者が、前項に規定する提出期限内に審査書類を提出しないとき又は落札候補者が入札参加資格要件審査のために町長が行う指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、無効とする。

(入札参加資格要件審査)

第12条 選定委員会は、第3条第1項第1号及び同項第3号の入札参加資格要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしていることの審査を行う。この審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていないことを確認した場合は、第10条第3項による次の落札候補者の審査を、当該要件を満たしている者が確認できるまで行うものとする。

2 前項の審査は、入札書等及び前条第1項の規定により提出された審査書類により行うものとする。

3 選定委員会は、低入札調査基準価格未満の入札があったときは、飯島町低入札価格調査要領（平成13年飯島町訓令第10号）に基づく低入札価格調査を行うものとする。

4 入札参加資格要件の審査は、前項に規定する審査書類の提出期限の翌日から起算して原則として5日（休日を含まない。）以内に行わなければならない。

5 入札参加資格要件の審査は、入札参加資格要件審査結果調書（様式第5号）により取りまとめ、入札書等及び審査書類とともに保存するものとする。

(落札決定方法)

第13条 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札（第16条から第18条までの各号に該当しない入札）をした落札候補者で、前条の規定による審査により、落札候補者が当該要件を満たしている者を落札者とする。

(落札者の決定又は入札参加資格要件不適格の決定)

第14条 町長は、前条の規定により落札者を決定したときは、当該落札者に電子入札システム又は電話若しくはファクシミリにより通知し、契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

2 町長は、第12条の規定による審査により、落札候補者が当該要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して電子入札システム又は入札参加資格要件不適格通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者のした入札は、無効とする。

(入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第15条 入札参加資格要件不適格通知書を受理した者で、当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、前条第2項の通知の日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、町長に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

2 当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、書面により行うものとする。

3 町長は、第1項の説明を求められたときは、第1項の書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により回答するものとする。

4 当該不服の申立ては、第11条第1項の事務の執行を妨げないものとする。

5 第2項及び第3項に係る書類は、第3項の規定により回答を行った日の翌日以降に公開することがある。

(入札書等の不受理)

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は、受理しないものとし、入札書等不受理通知書（様式第7号）により、当該入札者に通知するものとする。

(1) 第6条の規定によらず提出された入札書等

(2) 入札公告に示す提出期限を過ぎて到着した入札書等

(3) 第6条第3項の規定に基づき書留郵便等により提出された入札書等で次に掲げる入札書等

ア 表封筒に商号又は名称及び対象工事名のいずれかが記載されていない入札書等

- イ 表封筒に商号又は名称及び対象工事名のいずれかが複数記載されている入札書等
- ウ 表封筒表記が誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書等
- (4) 第3条第1項第1号アからエまでに掲げる要件を満たしていない入札書等
(入札書の無効)

第17条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 第3条第1項第2号に掲げる要件を満たしていない入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 商号又は名称、押印のいずれかがない入札書
- (4) 金額の記入がない入札書
- (5) 金額を訂正した入札書
- (6) 工事名、工事場所名のいずれかが入札公告と一致しない入札書
- (7) 工事名、工事場所名、商号又は名称のいずれかが記載されていない入札書
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
(入札書の無効（失格）)

第18条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とし、入札経過書には「無効（失格）」と記載するものとする。

- (1) 工事費内訳書の工事名若しくは工事場所名のいずれかが入札公告と異なるか、又は未記載で意思表示が明確でない入札書。ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。
- (2) 工事費内訳書の商号又は名称が記載されていない入札書
- (3) 工事費内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書。ただし、工事費内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差が1万円未満の場合は除く。
- (4) 内容に未記入があるなど不備がある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書
- (5) 一抜け方式において、落札候補者が提出した他の工事の入札書
- (6) 第11条第2項に規定する提出期限内に審査書類を提出しない者の入札書
- (7) 第3条第1項第1号及び同項第3号に掲げる要件を満たしていない者の入札書
- (8) 提出期限内に審査の対象となったが、審査書類を提出しない者の入札書
- (9) 審査において、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札書
- (10) 虚偽の審査書類を提出した者の入札した入札書
- (11) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札公告、入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書
(入札結果の公表)

第19条 町長は、対象工事の開札状況を、第13条の規定に基づく落札決定後に速やかに入札情報システムによる閲覧等により公表するものとする。

2 前項の公表までの間は、入札の経緯、結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

(補則)

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年訓令第3号)

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第29号)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年訓令第2号)

この要領は、平成27年4月1日より、施行する。

附 則(平成30年訓令第3号)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第68号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年訓令第4号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年訓令第6号)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び飯島町財務規則（平成 26 年飯島町規則第 5 号）第 114 条の規定により公告する。

年 月 日

飯島町長

記

1 工事の概要

- | | | |
|---------------|---|----|
| (1) 工 事 名 | 年度 | 工事 |
| (2) 工 事 場 所 名 | | |
| (3) 工 事 概 要 | | |
| (4) 工 期 | 着手日から 日間（ 年 月 日までを予定）
（飯島町議会議決の日から 日間、 年 月 日までを
予定《議会の議決に付すべき契約に限る。》） | |
| (5) 支 払 条 件 | | |
| ア 前 金 払 | 原則として、飯島町財務規則及び飯島町公共工事の前金払に関する取扱要綱の規定による範囲内で前金払を行う。 | |
| イ 中間前金払 | アを行った場合、飯島町財務規則及び飯島町公共工事の前金払に関する取扱要綱の規定による範囲内で中間前金払を行う。 | |
| ウ 部 分 払 | イを行っていないことを条件に、原則として、飯島町財務規則の規定による範囲内で部分払を行う。 | |

2 事後審査型一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を、入札公告日から落札決定日までの間、すべて満たしていること。

(1) 共通入札参加資格要件

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 飯島町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成 9 年飯島町訓令第 8 号）第 1 に規定する指名停止の措置を受けていない者であること並びに国及び県において指名停止の措置を受けていないものであること。
- ウ 飯島町建設工事等請負業者選定要領（平成 13 年飯島町訓令第 4 号）第 6 条に規定する飯島町建設工事競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- エ 対象工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資金面その他の面において密接に関連があると認められる者でないこと。
- オ 町税その他義務的納金に滞納がない者であること。

- (2) 飯島町建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されている業種及び資格総合点数
業種 資格総合点数 点以上
- (3) 特定建設業の許可要件
- (4) 本店、営業所、支店の所在地に関する要件 飯島町内 を有していること。
- (5) 施工実績に関する要件
- (6) 技術者の専任配置に関する要件
- (7) その他の参加資格要件

3 入札手続等

手 続 等		期間、期日、期限	場 所
設計 図書 等の 閲覧 及び 入手 方法	設 計 書 (金抜)、 位置図、 条件明示 書、図面、 各種計算 書	年 月 日 () から 年 月 日 () まで	入札情報システム
質 問 書 の 受 付		年 月 日 () から 年 月 日 () まで (注1)	課 係 ファクシミリ番号 0265-86- メールアドレス @town.iijima.lg.jp
回答の閲覧期間		年 月 日 () から (注2) 最終回答期限 年 月 日 ()	入札情報システム
入 札 日 時		年 月 日 () 時 分から 時 分まで ※ 書留郵便等による提出の場合は、 入札日の前日 (注3)	電子入札システム 書留郵便等による提出先 〒399-3797 上伊那郡飯島町飯島 2537 番地 飯島町役場 企画政策課財政係
開 札 日 時		年 月 日 () 時 分	電子入札システム
落 札 予 定 日		年 月 日 () (注4)	
入札結果の公表		落札を決定した後 (注5)	入札情報システム

注1 質問書の受付の時間は、飯島町の休日を定める条例（平成元年飯島町条例第16号）第1条に規定する町の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

注2 質問内容により、回答を入札情報システムに掲載するまで日数がかかる場合がある。ただし、最終回答期限までには回答する。

注3 書留郵便等で提出する場合は、二重封筒とし、表封筒には商号又は名称、工事名及び事後審査型一般競争入札書在中と記載し、中封筒には工事名及び入札日時を記載するものとする。

注4 落札予定日は、入札参加資格審査の状況により変更する場合がある。

注5 入札結果等は、飯島町公式ホームページ(<https://www.town.iijima.lg.jp>)、入札情報システム等において公表する。

4 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載された入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。当該工事費内訳書に記載された積算金額の1万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した入札書は可とする。
- (2) 工事内訳書の記載区分は、当公告添付の工事費内訳書(様式)に記載した項目区分とする。ただし、金抜設計書に記載した全項目について積算した工事費内訳書の提出を求める場合がある。

5 落札者の決定方法等

- (1) 入札執行回数は1回とする。
- (2) 入札参加資格の確認及び落札者の決定は、開札後に行う。
- (3) 入札参加資格の審査は、予定価格以下の金額で入札した者(適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を対象として、最低価格入札者から入札価格の低い順に実施し、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行なうので、企画政策課財政係から指示のあった者は、指示のあった日の翌日から起算して2日(休日を含まない。)以内に6に掲げる書類を電子入札システム又は持参により提出する。
- (4) 落札者の決定は、審査資料の提出期限の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に行い、落札者に電子入札システム又は電話若しくはファクシミリで連絡する。
- (5) 入札参加資格を満たしていないことを確認された者へは、入札参加資格要件不適合通知書(以下「不適合通知書」という。)により通知する。
- (6) 不適合通知書を受理した者は、その通知日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面により、入札参加資格を満たしていないことの理由について説明を求めることができる。

説明を求めた者への回答は、書面を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に行う。

6 入札参加資格審査書類

- (1) 入札参加資格審査書類
- (2) 当該入札に係る契約予定日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日の「経営事項審査結果通知書」、「総合評定値通知書」又は「経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書」の写
- (3) 同種、類似工事の施工実績又は専門性の有無を証する契約書の写
- (4) 証明日が入札公告の日より3ヶ月以内の納税証明書(法人税、法人事業税)及び完納証明書(町税)
- (5) 配置予定技術者の資格・工事経歴
- (6) (特定建設業を要件とした場合) 監理技術者資格者証の写

7 その他

- (1) この公告に定めのないものは、飯島町事後審査型一般競争入札要領、飯島町事後審査型一般競争入札心得及び飯島町電子入札実施要綱による。

8 入札担当(問合せ先)

上伊那郡飯島町飯島 2537 番地

飯島町役場 企画政策課 財政係(電話 0265-86-3111 内線)

年 月 日

飯島町指名業者選定委員会
委員長 様

課長

下記により、事後審査型一般競争入札参加資格要件の審議をしてください。

記

事後審査型一般競争入札参加資格要件調書

1 工事（業務等）名	
2 工事（業務等）場所	
3 工事（業務等）概要	
4 事後審査型一般競争入札とする理由	飯島町事後審査型一般競争入札要領による
5 特定建設工事共同企業体活用の有無 及び活用する場合の理由	
6 工事（委託）予定額 予定工期	
7 公告予定日	
8 入札・開札予定日	
9 落札予定日	
10 参加資格要件 (1) 業種・資格総合点数に関する要件 (2) 配置予定技術者に関する要件 (3) 本店、支店、営業所の所在地に関する要件 (4) 同種・類似工事（業務等）及び工事（業務等）の施工に関する要件 (5) その他発注所管課長等が必要と認める要件	業種 資格総合点数 点 以上 以下

飯島町指名業者選定委員会

職名	可	否	職名	可	否	職名	可	否
副 町 長			総 務 課 長			企画政策課長		
住民税務課長			健康福祉課長			産業振興課長		
建設水道課長			教育委員会 教育次長					

年 月 日開催の委員会において上記のとおり決定しました。

飯島町指名業者選定委員会 委員長 副町長

様式第3号(第4条関係)

質 問 書

提出日 年 月 日

飯島町長 様

質問所提出者所在地
商号又は名称
電話番号
担当者所属・氏名

年 月 日付で公告のあった下記工事について質問をしますので回答してください。

記

- | | | |
|-----------|----|----|
| 1 工 事 名 | 年度 | 工事 |
| 2 工事場所名 | | |
| 3 質 問 内 容 | | |

回 答 書

年 月 日付で公告した下記工事について、質問がありましたので下記により回答します。

記

- | | | |
|-----------|----|----|
| 1 工 事 名 | 年度 | 工事 |
| 2 工事場所名 | | |
| 3 質 問 内 容 | | |

- (1)
- (2)

- | |
|-------|
| 4 回 答 |
| (1) |
| (2) |

様式第4号1(第11条関係)

事後審査型一般競争入札 入札参加資格審査書類

年 月 日

飯島町長 様

提出者 住所
商号又は名称
代表者氏名
(権限を有する営業所長等が提出する場合は、当該所長の氏名)
担当者氏名
電話番号

年 月 日付で落札候補者の通知のあった 工事に係る事後審査型入札に参加する資格を確認されたく審査書類を別添のとおり提出します。
なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること及び本審査書類が事実と相違ないことを誓約します。

下請け業者を活用する場合の考え方		設計業務等受託者との密接な関係の有無	希望する／しない
		契約保証金の減免に関する希望	
建設工事に係る労働災害による死亡者数及び休業8日以上を負傷者数(提出日の直近2年間)	労働災害発生件数 死亡事故件数 死亡者数 人	休業8日以上を負傷者が生じた事故件数 負傷者数 人	工事安全成績の度数率度数率算定の内訳 (国土交通省地方建設局へ入札参加資格申請を行っている者は、当該申請書に記載した上記の度数率・算定の内訳を記載すること。)

様式第4号2(第11条関係)

1 同種・類似工事の施行実績

商号又は名称

項目／No.			
工事名称等	工 事 名		
	発 注 機 関		
	施 行 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
	発 注 形 態 等	単独／共同企業体(出資率 %)	単独／共同企業体(出資率 %)
工事諸元等	構造規模・寸法		
	構 造 形 式		
	基 礎 形 式		
	資材機材・数量		
	設 計 条 件 等		
技 術 的 特 記		・ 地質、地形条件(軟弱地盤、湧水、断層等) ・ 施工工法 ・ 仮設備工法 ・ 環境対策、安全対策に係る特記事項 ・ その他技術的特記事項(セールスポイント等)	

様式第4号3(第11条関係)

2 配置予定技術者の資格・工事経歴

商号又は名称

項 目 / 氏 名			
法令による免許		一級土木施工管理技士 登録番号 (年取得) 指定建設業監理技術者資格 登録番号 (年取得)	
工 事 経 験	工 事 名		
	発注機関名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	年 月 日～ 年 月 日	
	従 事 役 職	現場代理人 監理技術者 主任技術者	
	工 事 名		
	発注機関名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	年 月 日～ 年 月 日	
	従 事 役 職	現場代理人 監理技術者 主任技術者	
	工 事 名		
	発注機関名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	年 月 日～ 年 月 日	
	従 事 役 職	現場代理人 監理技術者 主任技術者	

添付書類 資格取得者証、工事経歴書、健康保険証及び市町村民税特別徴収額通知書等
開札日以前3ヶ月以上の恒常的な雇用を証する書類の写

入札参加資格要件審査結果調書

工 事 名	
工 事 場 所 名	
開 札 日	年 月 日
落 札 候 補 者	

共通事項

地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しないこと	適	否（理由）
指名停止の措置を受けていないこと	適	否（理由）
資格者名簿に登載されていること	適	否（理由）
当該工事の設計業務等の受託者と資金面等関連がないこと	適	否（理由）
税、その他義務的納金に滞納がないこと	適	否（理由）

個別要件

業務種・等級格付	適	否（理由）
特定建設業に関する要件	適	否（理由）
本社等の所在地	適	否（理由）
同種事業の実績に関する要件	適	否（理由）
国・地方公共団体との契約実績	適	否（理由）
専門技術者の配置に関する要件	適	否（理由）
その他参加資格要件	適	否（理由）

年 月 日開催の委員会において上記のとおり落札候補者が適格・不適格であることを確認しました。

飯島町指名業者選定委員会

職 名	可	否	職 名	可	否	職 名	可	否
副 町 長			総 務 課 長			企画政策課長		
住民税務課長			健康福祉課長			産業振興課長		
建設水道課長			教育委員会 教育次長					

飯島町指名業者選定委員会 委員長 副町長

- 注1 審査項目は、適・否いずれかに○印を付し、否の場合はその理由を記載すること。
- 2 該当しない審査項目欄は、斜線により抹消すること。
- 3 確認結果等は、不要なものを抹消すること。

様式第6号(第14条関係)

第 号
年 月 日

住所

商号又は名称

代表者

様

飯島町長

印

入札参加資格要件不適格通知書

貴社が先に入札した下記工事の入札参加資格要件審査書類を審査した結果、下記理由により入札参加要件を満たさないと認めましたので通知します。

よって、貴社が行った入札は無効となります。

記

- 1 公告日
- 2 開札日
- 3 工事名
- 4 工事場所名
- 5 入札参加資格要件を満たさないと認めた理由

入札参加資格要件を満たさないと認めた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求めることができますので、本通知の日の翌日から起算して5日(土曜・日曜日、祝祭日を含まない。)以内に書面を企画政策課財政係へ提出してください。

飯島町役場 企画政策課 担当 財政係 () 電話 0265-86-3111 (内線)
--

様式第7号(第16条関係)

第 号
年 月 日

住所
商号又は名称
代表者 様

飯島町長 印

入札書等不受理通知書

貴社が持参(書留郵便等により郵送)された下記工事に係る入札書等について、下記の理由により不受理と決定しましたので、関係書類を添えて送付します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所名
- 3 開札日
- 4 不受理の理由

飯島町事後審査型一般競争入札要領第 16 条第 号による。

飯島町役場 企画政策課
担当 財政係 ()
電話 0265-86-3111 (内線)